

# 告 示

## 埼玉県選管告示第六十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十八年七月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

		施設の開設主体及び名称		所在地	
旧	新	旧	新	旧	新
社会福祉法人毛呂病院 毛呂病院	社会福祉法人埼玉医療福祉会 丸木記念福祉メデイカルセンター	医療法人一心会 上尾甞生病院	医療法人社団愛友会 上尾甞生病院	埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷 三十八番地	埼玉県上尾市大字地頭方四百二十一 番一